

教 育 行 政 執 行 方 針

令和4年6月

新ひだか町教育委員会

令和4年度 新ひだか町教育行政執行方針

1 はじめに

令和4年第4回新ひだか町議会定例会の開会に当たり、教育委員会所管行政に関する執行方針を申し上げます。

新ひだか町教育委員会は、教育基本法に定められた教育の目的及び理念を踏まえ「町の将来を支える心豊かな人づくり」を基本目標に、新ひだか町における教育の一層の振興・充実を目指し、以下の施策を推進します。

2 学校教育の充実について

(1) 未来に生きる力の育成

①主体的・対話的で深い学びの展開

児童生徒が未来社会を生きていく上で必要な資質・能力を確実に身に付けさせるため、学習指導要領の趣旨を踏まえ、子ども一人一人の学びの過程を重視した「新ひだか町学びのスタンダード」を基本に、1人1台のタブレット端末をはじめとするICTを効果的に活用した学習指導などを通して、「主体的・対話的で深い学び」を展開します。

②学力向上の推進

児童生徒に確かな学力を身に付けさせるため、教育委員会、小中学校、家庭、地域が一体となって学力向上の取組を一層推進します。

第一に、学力向上には、教師の専門性と実践的指導力を高め、児童生徒が主体となって学び合う授業を構築することが重要であることから、授業改善のための現職研修会、公開研究会、研修講座等への積極的な参加を促し、教員研修の充実を図りながら教師の資質・能力の向上に努めます。

第二として、本年度においても、全国学力・学習状況調査及び標準学力検査（CRT）を実施し、児童生徒の学力・学習状況の

把握と分析を進めるとともに、一人一人の学びの評価などにより、指導方法の工夫や授業改善に努めます。

第三として、本年度から中学校区を単位とした学力向上推進ブロックを組織し、ブロック内の小中学校が課題の共通理解を深め、連携を図りながら組織的に学力向上の取組を推進します。

第四として、児童生徒の一人一人の学びを充実するために、北海道教育委員会の授業改善推進チーム活用事業（端末活用推進チーム）の活用などにより、ICTを積極的、効果的に活用した授業改善を推進します。

第五として、家庭学習の習慣化、定着化に向けて、家庭における1人1台タブレット端末やデジタル教材の積極的な活用や、啓発資料「家庭学習のすすめ」を配付し、学習時間の確保、家庭における望ましい学習習慣の定着を図るとともに、「家庭学習強化週間」や「公設学習塾」の設定、放課後や長期休業中の補充的学習などを通して、学校・家庭及び関係機関が連携し、学習環境づくりの充実に努めます。

③ふるさと教育の充実

ふるさとへの愛着と誇りを育み、将来の町の担い手としての力と、地域の発展に貢献しようとする意欲や態度の育成を目指し、町や関係機関との連携のもと、地域の自然や施設、人材や文化財、基幹産業などの教育資源を積極的に活用し、体験的に深く学ぶ「ふるさと教育」の充実に努めます。

特に、町内すべての小中学校において、ライディングヒルズ静内を利用するなどして、「馬」と触れ合いながら学ぶ活動を行い、わが町が誇る「馬」を通じた教育活動を推進します。

④外国語（英語）教育の充実

児童生徒が英語によってコミュニケーションを図ることができる資質・能力を身に付けるため、各学校の英語教育推進リーダーが中心となって組織的に外国語教育を推進し、身に付けさせたい

能力を具体的に示した CAN-DO リストの活用や外国語指導助手の活用、小学校外国語専科指導非常勤講師の配置を通して、教員の指導力の向上と学習活動の改善・充実に努めます。

⑤キャリア教育の充実

児童生徒に望ましい勤労観や職業観を醸成するため、「キャリア・パスポート」を効果的に活用するなど、発達段階に応じて計画的にキャリア教育を推進し、教育活動に地域の教育資源及び人材が有効活用されるよう連携協力を努めます。

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

①「特別の教科 道徳」(道徳科)の充実

児童生徒に豊かな情操や道徳心、他者への思いやりなどを育むため、家庭や地域と連携した体験的な学習活動や「特別の教科 道徳」における考え議論する授業の実践及び評価を深め、道徳教育推進教師を中心とした研修活動の推進により、指導力向上や指導体制の充実に努めます。

②望ましい家庭生活習慣の確立

児童生徒の心身の健康保持・増進を図るため、「早寝・早起き・朝ご飯運動」を継続して推進し、「生活リズムチェックシート」等の活用を通して、スマートフォンやテレビ、ゲーム等の適切かつ節度ある利用の徹底及び望ましい家庭生活習慣の確立に努めます。

③体力・運動能力向上の取組の充実

児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果をもとに、具体的な方策を明確にした「体力向上プラン」を立て、新体力テストや体育の授業、体育的行事の改善などによる取組を推進します。

また、「体力向上活動サポーター派遣事業」を継続し、体育の授業における指導方法の改善を促進するほか、シベチャリマラソン

や駅伝大会などの町のスポーツ大会等への参加を促します。

④特別支援教育の充実

障がいのある児童生徒が学習や生活上の困難を克服し自立を図るため、「合理的配慮」のもと、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うとともに、特別支援教育担当教員の専門性の向上や特別支援教育支援員の適切な配置により、個別の指導計画や教育支援計画に基づいた指導・支援の充実に努めます。

また、医療、福祉、保健等の関係機関との情報共有・連携により、早期からの教育相談や適切な就学指導を進めるなど、就学前からの継続的な教育支援を推進します。

⑤健康安全教育の充実

児童生徒が生涯にわたり健康で安全な生活を送る上で必要な資質・能力を身に付けるため、健康安全に関する諸計画及び新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」に基づく健康教育の実施と関係機関・団体との連携による交通安全教育や防犯・防災教育を推進します。

また、町内で生産・収穫された食材を積極的に活用し、栄養バランスのよい安心・安全な学校給食の提供に努めるとともに、栄養教諭と連携して、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける食育を推進します。

⑥いじめ、不登校及び児童虐待等への取組の充実

いじめの未然防止と早期発見・早期解消のため、町及び各学校で策定している「いじめ防止基本方針」に基づき、関係機関等との連携のもと、組織的かつ迅速な対応に努めます。

不登校の未然防止や解消のため、「新ひだか町学校適応指導教室」を開設し、長期欠席者及び長期欠席傾向のある児童生徒と保護者に対し、一人一人の状況に応じた相談、指導及び援助の充実に努めます。

また、児童生徒の心のケア及び教員や保護者の悩みを心理面からサポートするために、スクールカウンセラーの活用や関係機関とのケース会議の開催などの取組を進めます。

さらに、児童虐待の解消のため、学校が児童生徒の様子などからサインを敏感に察知し、関係機関との連携のもと、関係部署で構成する町自殺対策推進委員会及び新ひだか町子ども家庭総合支援拠点との情報共有に努め、子どもの命を守ることを最優先として組織的に対応します。

(3) 学校力の向上

①学校組織の活性化

学校組織の活性化を図るため、校長がリーダーシップを発揮して学校経営に当たり、教職員がチームとして力を発揮できるよう学校組織マネジメントの確立を促します。

また、学校課題に関する各種会議、学力向上及びICT、コミュニティ・スクールの各推進委員会を中心として組織的に取組を推進するとともに、校内研修を基盤として一人一人のキャリアステージに応じた研修への取組やコンプライアンス意識の醸成に努めます。

②カリキュラム・マネジメントの充実

全教職員が学習指導要領の総則の趣旨を踏まえた教科等横断的な視点でのマネジメント能力を身に付けるため、各学校における日常的な教育課程の編成・実施・評価・改善への取組や学習指導要領に基づく教育課程の円滑な実施に向けた取組を支援します。

③学校と地域との連携の推進

学校が地域と一体となって、児童生徒の学びや成長を支援する取組を推進するため、「学校運営協議会」を活性化させ、地域に開かれ地域とともにある学校づくりを推進します。

(4) 教育環境の整備・充実

①学校における働き方改革の推進

教職員が健康で生き生きとやりがいを持って職務に精励し、教育活動に専念できる環境の整備を進めるため、学校における働き方改革を推進します。

教職員の「在校等時間の客観的な計測・記録」により、時間外在校等時間を的確に把握し、実態の分析等を進めるとともに、町民への公表を行います。

また、校務の情報化や情報共有化による教職員の負担軽減と教育の質の向上を図るため、「一斉配信メール」の運用を継続するとともに、町内の小中学校6校において、「北海道公立学校校務支援システム」の運用による事務の効率化を進めます。

②教育委員会による支援の充実

町内の高校生を支援するため、入学前の予約申込が可能な給付型奨学金制度を継続し、通学費助成及び通学バスの運行等の修学支援を引き続き実施します。

また、経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助を行うため、就学援助制度を継続し、本年度は新たな支給項目を加え、制度の拡充を図ります。

さらに、学校教育研究活動補助金の創設により、特色ある学校教育研究活動を実施し、又は今日的な新ひだか町の学校教育における課題解決のための研究活動に関する取組を進めます。

加えて、町内の児童生徒等の英語力及び学習意欲の向上並びにグローバル社会を見据えた人材の育成を図るため、実用英語技能検定料の助成制度を創設します。

③小中学校の再編整備の推進

児童生徒の教育条件、教育環境の改善・充実を図り、学校教育の目的・目標をより良く実現するため、令和元年度に策定した「新ひだか町立学校再編整備基本計画」に基づき、再編整備を推進す

ることとしていますが、計画当初の想定を超える児童生徒数の減少、小学校35人学級編制となる制度改正など学校を取り巻く社会環境の急激な変化があったため、令和3年度において、現実的かつ早期に実現可能な再編整備に関する実施計画を策定し、保護者や町民の御理解をいただきながら引き続き小中学校の再編整備を計画的に推進します。

本年度は、令和5年度の再編が決定した山手小学校、静内小学校及び東静内小学校の3校の交流活動等を行うなど、円滑な再編に向けて準備を進めます。

3 社会教育の充実について

(1) 社会教育活動の充実

将来のまちづくりを担う子どもたちをはじめ、町民の方々が心豊かに学び続けることができるよう、文化体験やふるさと教育等の多様な生涯学習事業を推進します。

また、生涯学習人材バンク制度とICT活用事業の充実に努め、町民一人一人が生涯を通して主体的に学ぶことができるよう支援するとともに、学校との連携や協働事業を円滑に進めるため、コミュニティ・スクールにおける学習事業のコーディネート機能の発揮に努めます。

公民館及び総合町民センターは、社会教育活動の拠点として、各種活動団体の情報を発信し、団体活動の活性化を促進します。

(2) 芸術文化活動の充実

芸術文化活動については、文化団体等との連携を図り、町民芸術祭をはじめとする文化事業への支援を継続するほか、総合町民センターの利用促進やあらゆる世代の町民が芸術文化に触れる機会の充実に努めます。

(3) 読書環境・読書活動の充実

図書館は、町民の知的ニーズに応えるために、本館・分館とも

に関係機関との協力のもと、計画的な蔵書収集に努めるとともに、新たな生活様式に即し、安心安全な環境整備に努めます。

また、幅広い世代の読書活動推進を図るため、ブックスタート事業をはじめとし、各世代に向けた多様な事業を実施します。

さらに、児童生徒の読書習慣の形成を促進するため、学校司書派遣や移動図書館車運行など、学校図書館の支援に積極的に取り組みます。

加えて、図書館活動への理解を広げ、図書館利用の促進を図るため、インターネットによるSNSなどを活用し、広報活動の充実に努めます。

(4) 文化財保護・博物館活動の充実

博物館は、先人が遺した郷土資料の保存、活用と継承のため、収蔵施設の管理を適切に行い、併せてICT活用による郷土の自然や歴史、文化に関する展示や講座を実空間とデジタル空間の双方で開催するほか、学校の「ふるさと教育」への支援を行うなど、子どもから大人まで、町民が親しみながら郷土の姿を学べる機会の提供に努めます。

また、文化財の保護については、町民の文化財愛護思想の高揚を図るため、資料の収集及び調査研究と、その成果公開に努め、とりわけ、国指定史跡「シベチャリ川流域チャシ跡群」については、保存管理計画に基づき、引き続き関係団体と連携し、計画的で適切な保存管理に努めます。

さらに、町民に郷土の自然や歴史、文化への理解や関心、愛着を深めてもらうため、博物館事業の充実を図り、特に本年度は、馬産地日高の成り立ちを関係資料で振り返る特別展示や関連する講座の開催などに取り組みます。

(5) アイヌ施策の推進

「新ひだか町アイヌ施策基本構想」及び「新ひだか町アイヌ施策アクションプラン」に基づき、アイヌ民族の尊厳の尊重や文化

伝承など、総合的な本町におけるアイヌ施策の推進を図ってまいります。

本年度は、国のアイヌ政策推進交付金を活用し、昭和 53 年以来、儀式の場として、また、民族文化の交流や研修の場として幅広く利用されてきたシャクシャイン記念館を改修します。

(6) スポーツ振興の充実

スポーツの振興については、町民が生涯にわたり健康ですこやかに生活するため、各世代に応じたスポーツ事業の提供と関係施設の整備に努め、スポーツの日常化を促進します。

また、スポーツ人口の拡充を図るため、スポーツ協会やスポーツ推進委員と連携し、スポーツ団体の育成と各種大会の開催などの支援に努めます。

ライディングヒルズ静内は、将来を担う子どもたちや町民の誰もが気軽に馬と触れ合え、乗馬ができる教育施設として一層の利活用と、町民等に必要とされる施設として有効活用を図るため、新ひだか町ライディングヒルズ静内経営改善計画に基づき、効率的、効果的な運営に取り組みます。

4 結びに

新ひだか町教育委員会は、町の将来を担う子どもたちが、ふるさとに愛着と誇りを持ち未来に向かって逞しく成長していくことができるよう、また、町民一人一人が生涯を通じて心豊かに学ぶことができるよう、学校、家庭、地域はもとより、関係機関・団体等との連携を図り、本町における教育のより一層の振興・充実のため、教育施策の推進に全力で取り組んでまいります。

結びに、町議会議員並びに町民の皆様の御理解と御支援を心からお願い申し上げます、令和 4 年度の教育行政執行方針といたします。